

《栃木市にお住まいの方》

令和8(2026)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**栃木県庁下都賀庁舎（第2福利厚生棟会議室）**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、交付を希望する方は、御確認ください。

1. 受付日、受付時間、対象地区及び会場案内図（下都賀庁舎：栃木市神田町6-6）

受付日	対象地区
令和8(2026)年 2月2日(月), 3日(火)	栃木地区
2月4日(水), 5日(木)	共同・受委託
2月6日(金), 9日(月)	都賀地区・西方地区
2月10日(火)	藤岡地区
2月12日(木)	藤岡地区・大平地区
2月13日(金)	大平地区
2月16日(月)	大平地区・岩舟地区
申請会場・受付時間	
○栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室	
○各日とも 9:00~11:30 および 13:00~15:30	



※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円は、つり銭のないよう御協力をお願いします。（キャッシュ決済も可）

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

※感染症予防に係るマスク着用については、申請者個人の判断に委ねますが、発熱や風邪等の症状がある場合は、来場を見合わせるようお願いします。

2. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。）
- (3) 使用者証更新手数料 420円（キャッシュ決済も可）（※新規申請及び使用者証更新の場合）
- (4) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合）
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

※受委託の方で新規申請及び耕作面積が変更になった場合は、ご自身の耕作証明書の他に「計画・耕作（受託）台帳」も必要です。詳細については栃木県税事務所までお問い合わせください。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

3. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油担当
○栃木市農業委員会事務局

TEL0282-23-6882

TEL0282-21-2393（耕作証明書について）